

京都大学附属図書館規程の一部を改正する規程

京都大学附属図書館規程（平成六十年達示第十二号）の一部を次のように改正する。

2 第一条に次の一項を加える。  
前項に定めるもののほか、図書館は、京都大学図書館機構における業務の実施に当たる。  
第二条第二項中「京都大学の専任の教授」を「京都大学図書館機構長」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則  
この規程は、平成十七年四月一日から施行する。